

平成29年 5 月 23 日

指定都市市長会議

午後1時46分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから指定都市市長会議in広島を開催させていただきます。

指定都市市長会事務局長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、御多忙のところ、会議に御出席いただき、まことにありがとうございます。

また、平素より指定都市市長会の諸活動並びに事務局の運営につきまして御指導を賜り、心から御礼申し上げます。

本日の資料につきましては机上に配付しておりますが、右側に本日の議題で御議論いただく資料を、左側には午前中に御議論いただいた部会の報告事項を置いておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、指定都市市長会の会長であります横浜市の林市長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

○林会長 座ったままで失礼いたします。皆様、本日は、公務多忙の中、このようにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、今回の広島サミット開催に当たりまして、大変御尽力をいただきました松井市長を初め、広島市の皆様に心より御礼を申し上げます。

昨日は、指定都市市長会として初めて原爆死没者慰霊碑への参拝、献花を行わせていただきました。改めて戦争の悲惨さに思いをいたし、原爆の犠牲になられた方々の御霊に心からの哀悼の誠をささげさせていただきたいと思ひます。そして、恒久平和への思いを一同強くいたしました。広島市は国際平和文化都市として確固たる地位を築いていらっしゃいます。今日の広島市の復興、発展に御尽力をされました全ての広島市民の皆様、心からの敬意を表したいと思ひます。そして、また昨日より広島市の歴史、文化、そして人々の心の温かさに触れさせていただきました。今回このような機会をいただいたことを重ねて松井市長に御礼を申し上げたいと思ひます。

さて、本日は今年度初の市長会議になります。昨年11月の市長会議から本日までの間、部会、プロジェクトなど活発に御活動いただき、国への提言活動を実施することができました。また、門川京都市長から御提案をいただいた、地域の実情に応じて運用できる民泊の法制化を求める緊急要望を国に提出し、指定都市市長会の考えを主張いたしました。その結果、指定都市も民泊事業者の監督主体になることができる法案が提出されています。

各市長の皆様には本当に御協力ありがとうございました。後ほど御報告がございますが、奥山仙台市長に御尽力をいただいております「災害対応法制の見直し」など、今後、継続的に働きかけを行っていくべき事項もございます。指定都市市長会の総力を結集して成果に結びつけていきたいと考えておりますので、引き続きの皆様の御協力をお願いしたいと思います。

本日の市長会議では、「経済財政運営と改革の基本方針2017に対する提案」のほか、合計6件の要請、提言について御議論をいただきます。また、本日は4月に新たに設置した2つの政策提言プロジェクトで初めての議論を行っていただきました。今後、リーダーである秋元札幌市長、清水さいたま市長のもとで活発に活動し議論を進めていただきたいと思います。

昨年度から継続しております部会、プロジェクト、特命担当の方々にも様々な御活動いただいております。ありがとうございます。現場ならではの視点と大都市としての総合力を併せ持つ、指定都市ならではの実効性ある提言を打ち出し、発信力をさらに高めていきたいと思っております。

本年4月には指定都市が長年にわたって求めてきた県費負担教職員に関する権限が税財源とともに道府県から移譲されました。また、同じく4月に成立した第7次地方分権一括法により、全ての類型の「認定こども園」について、認定等の事務・権限が道府県から移譲されることが決定いたしました。指定都市が果たすべき役割がますます大きくなっており、住民の皆様はもちろん、国や他の自治体、民間企業など、様々な皆様が私たちへ期待を寄せてくださっております。そうした期待に応えて、役割をしっかりと果たすために、今年度も指定都市20市が一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

本日は限られた時間ではありますが、議長である松井広島市長のもと闊達な御議論を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

次に、今回の会議の開催市であります広島市の松井市長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○広島市長 どうも皆様きょうはありがとうございます。少し長くなりますので着席で

挨拶をさせていただきます。

まずもって、林会長を初め、各指定都市の市長、副市長、職員の皆様方、本当に本日はお忙しい中を広島市にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、先月の国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました、日本の将来推計人口を見てまいりますと、前回の推計より人口の減少の速度や、高齢化の進行度合いは緩和したとはいうものの、依然としてその流れ自体に歯どめがかかっていないということ、社会構造の変容に対応する必要性に迫られているという現状が浮き彫りになったというふう

に受けとめております。こうした中で、我々、指定都市が市民の目線に立って、各市が培ってきた知恵、力、こういったものを出し合って、情熱を持って、先駆的かつ先導的な役割を果たしていかなければならないことが、ますます明らかになってきているんじゃないかと考えております。また、この際、世界に目を転じてみますと、欧米、近隣の諸国の指導者が変わるなど、国際情勢は混迷を深める、あるいは不透明さを増すといった中で、安全保障上の懸念への対応、重要な問題ともなっております。こうした厳しい国際情勢のもとにありながら、市民生活を預かるという重要な役割を果たすためには、各都市がそれぞれに平和の実現に向けた取り組みということを基礎としても行うこと、これも重要になってきているというふう

に考えております。本市は72年前の悲劇、そして、その後の復興といったことを踏まえながら、ヒロシマの願いであります核兵器の廃絶、世界恒久平和の実現、こういったことを目指して取り組んでいるところでもあります。平和市長会議に加盟していただいている皆様方にも、我が市とともに国連あるいは核兵器保有国がヒロシマの願いを受けとめて、核兵器廃絶に向けた動きを今こそ一歩進めるような御協力をいただければありがたいなというふうに思っております。いずれにしても、各地域の都市圏のみならず、我が国全体を牽引するエンジンとしての重要な役割を担っている我々指定都市であります。この指定都市は、共通認識のもとで連携して事に当たることがますます重要になっているというふうに思っております。

きょうの指定都市サミットin広島が、誰もが将来に希望を持って、安心して生活を営むことができる一助となることを願ひまして、開催市の御挨拶とさせていただきます。

きょうは、どうかよろしく願いいたします。(拍手)

○事務局 ありがとうございます。

ここで、報道の方をお願いいたします。これ以降につきましては、記者席のほうからの取材ということで、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますが、指定都市市長会規約第9条第5項ただし書きによりまして、開催市の市長が議長になることになっておりますので、松井市長よろしくをお願いいたします。

○広島市長 それでは、早速ではありますけれども、議事に入りたいと思います。

議題1、「経済財政運営と改革の基本方針2017（仮称）に対する指定都市市長会の提案（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をお願いいたします。現在、いわゆる骨太の方針につきまして、国で取りまとめが進んでおりますが、政府の重要な方針であり、指定都市施策にも大きくかわりますことから、要請を行いたいと考えております。今回の提案につきましては、経済財政諮問会議の動向を参考にしながら、喫緊の事項を盛り込んだ上で、各市に意見を照会し取りまとめをさせていただきました。

具体的には、1の地方創生の一層の推進としまして、地方創生・地方分権改革の推進や大学改革、さらに企業の地方移転促進施策及び雇用の創出を行うこと。裏面になりますが、2の地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止としまして、地方交付税総額の必要額の確保、地方自治体の保有する基金の増加を理由とした地方財源の削減を行わないこと、臨時財政対策債を廃止すること。3の働き方改革の推進としまして、経済界等への働きかけ、取り組み支援のための交付金の創設を行うこと。4の生産性の高い社会資本整備の実現としまして、コンパクト化、ネットワーク化にも対応した都市計画制度の構築、所有者不明土地対策として制度横断的な法整備を行うこと。5の持続可能な社会保障制度の実現としまして、医療・介護の一体的な改革は大都市特有の事情を十分に留意の上検討を進めること、医療・介護人材の質・量の確保のために弾力的な基金の活用を行うこと。最後のページですが、6の大規模災害時の法制度に関する抜本の見直しとしまして、災害対応法制を抜本的に見直し、現代の社会構造に合致し、指定都市が持つ能力を最大限に発揮できるような制度を構築することを求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○広島市長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

どうもありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定いたしたいと思います。

ただいま決定した提案につきましては、国への要請活動については、指定都市市長会を代表して、林会長に一任していただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

それでは、林会長におかれましては、よろしく願いいたします。

次に、議題の2であります、「介護人材の確保に関する指定都市市長会要請（案）」でありますけれども、社会保障・文化・教育部会からの提案でありますので、部会長であります私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、これに関しましては、社会保障・文化・教育部会の平成28年度の検討テーマであります地域包括ケアシステムに向けた人材確保について、前回までの部会の議論を踏まえて、20市の御意見をいただいた要請案を取りまとめております。

資料2を見ていただければというふうに思います。介護人材に関する要請でありまして、今後、急速に高齢化が進む都市部におきましては、地域包括ケアシステムを着実に構築していくためには、地域の実情に応じて、在宅生活を支えるために必要な介護人材の質・量の確保に関して、よりの確かつ効果的な対策を講じていく必要があります。

このために、1つ目は、まず今後も介護人材の確保に係る施策をよりの確に講じていくため、都道府県単位で提供している需給推計に係るツールやデータを指定都市にも提供すること。2つ目、指定都市がそれぞれの地域特性を踏まえた独自の取り組みを円滑に実施できるよう地域医療介護総合確保基金の指定都市への配分枠を確保するなど、より弾力的な基金の活用を可能とすること、こういったことを求めるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、これに関して皆様の御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

どうもありがとうございます。

それでは、原案どおり決定いたします。

ただいま決定した要請については、国への要請活動については、部会長である私に一任いただければと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

それでは、そのように処理させていただきます。

次に、議題3の「スポーツビジネスの成長化に向けた指定都市市長会提言(案)」について、まちづくり・産業・環境部会の提案ですので、部会長であります岡山市の大森市長より御説明をお願いいたします。

○岡山市長 スポーツビジネスの成長化に向けた指定都市市長会提言ということでございますが、スポーツビジネスの成長化に向けまして、国は、スポーツ市場の規模を2012年の5.5兆円から2025年には15兆円へと約3倍に拡大しようとしております。また、スポーツコミッションの設置数をことしの1月時点で56であります。これを平成33年度には170へ拡大するということを今考えておられます。

こういった取り組みを進めていく中で、2つの課題があるのではないかということになりました。1つは、今申し上げたスポーツコミッションの設立、そして、その後の運営を持続可能なものにするための仕組みづくりが十分ではない。また、このスポーツ産業を15兆円と拡大していく、こういったためには、施設整備、特に国際基準に適合するような施設整備が求められるわけですが、このスポーツ施設の維持、更新等は自治体財政に多大な負担をもたらすという課題がございます。したがって、2つの事項について提言をすることとしたいと考えております。

地域のスポーツコミッションの設立や設立後の持続可能な組織運営となるよう、地域の実情に沿った地域スポーツコミッションへの継続的な支援をお願いしたい。2つ目は、スタジアムやアリーナなどの整備について、民間事業者等の参入を促すような優遇税制などの支援策を検討し、それらがビジネスとして成り立つようなモデルを提示していただきたいというようなことを考えたところでございます。この2つの提言案に御了承いただければ、後日、国に対して提言をしていきたいと考えております。

以上です。

○広島市長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見を頂戴いたしたいと思います。

○京都市長 主張については全面的に賛成です。東京オリンピック・パラリンピックの機運が大きく盛り上がってきたわけですけれども、その翌年に正式な名称は「ワールドマスターズゲームズ2021関西」関西一円で、アジアで初開催のワールドマスターズゲーム、30歳以上の生涯スポーツであります。ことしオークランドで開催されて3万人、4年前トリノで2万人ということで非常に盛り上がってきています。健康長寿、生涯学習、生涯スポーツということが言われるなか、関西広域連合の自治体で請け負うということになりました。ここに神戸、堺、大阪がおられますけど、関西広域連合4政令市と6府県、プラス徳島と鳥取が参画されています。したがって、この前文ですけれども、「東京オリ・パラ」の次に「ワールドマスターズゲームズ2021関西」を入れてほしいなど。ちょっと認知度を高めていき、盛り上げていきたいというふうにも思いますし、またオリンピック以後が大事でありますので、よろしくお願いします。

○広島市長 今回の御提案、今書かれているのは、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックということで名指しでといますか、スポーツ産業が国の基幹産業へ成長していくと期待される類型として掲示されておりますが、今、京都市長の言われましたワールドマスターズゲームズですか、これが入っていないということで入ってはどうかという御提案ですが、いかがでしょうか。大森市長。

○岡山市長 入れさせていただきたいと思います。

皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○広島市長 ありがとうございます。

では、今の御提案に関しては、修正を施すということで明示させていただいて、あと具体的な文章は後ほどまたお諮りいたしますので、これを取り込んだ案文ということで、そのほか御意見ございますでしょうか。

○林会長 よろしいでしょうか。

この件について、国は、経済産業に資するということでスポーツ市場に大変大きな金額を出しています。横浜市も、今、こうしたスタジアム、アリーナ等について、改修ないしは老朽化で建て直さなければいけない時期になってはいますが、まさに民間の力を借りなくてはどうにもならない状況です。特にこの分野は手が挙がりにくいところではありますが、実際の後のマネジメントを考えても相当な費用がかかっています。ですから、特に、この提案の（２）の「優遇税制」とか「民間事業者の参入がしやすいような支援策」というのは、本当に強く国に申し上げたいと思っています。皆様もぜひ御賛同いただき、強くこれを申し上げていくことにお力をお貸しいただきたいと思えます。

○広島市長 ありがとうございます。

これは、多分、今後の要請活動をする際の説明ポイントだということで受けとめればというふうに思います。どうでしょうかね。

○岡山市長 担当省とやるときは、そこを強調して説明していきたいと思えます。

○広島市長 ありがとうございます。

そのように取り扱うということで御了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

ありがとうございます。

今、申し上げましたように、修文を加えるということと、取り扱いについての留意点も含めた上で御了解いただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

ありがとうございます。

ただいま決定した提言に関しましては、国への要請活動でございます。これについては、部会長である大森市長に一任したいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

ありがとうございます。

それでは、大森市長、よろしく願いいたします。

次に、議題の４、「東京一極集中の是正に向けた創業支援に関する指定都市市長会提言

(案)」について、まちづくり・産業・環境部会の提案でありますので、部会長である岡山市の大森市長より御説明をお願いいたします。

○岡山市長 平成28年1年間の東京都への転入超過数7万4,000人となっております。全国の人が減っている中で、東京の一極集中というのはますます進んでいる状況でございます。地方の企業移転、これはもう税制ができたわけでありましてけれども、遅々として進んでおりません。今回、整理をさせてもらったのはインキュベーションと申しますか、新しく業を興す起業者でありますけれども、全国の13%が東京に集中しております。ますます東京が一極集中をしていくのではないかという危惧のもとに5点提言をさせていただいております。

1つは、ベンチャー企業に個人投資家が投資する場合、所得税の優遇が受けられます。エンジェル税制がございますが、地方のベンチャー企業に対して投資する場合は、東京よりもさらなる優遇措置を求めていく。2つ目は、地方の企業に投資するファンドに対して、出資する企業に優遇税制を講じる企業のベンチャー投資促進税制について、より実効性を高めてもらう。3点目は、創業・事業承継補助金、こういう支援措置があるわけでありまして、この予算が枠として急減している、減ってきているということでもあります。この予算の拡充についてお願いをしたいと。先ほど申し上げました本社機能の地方へ移転する場合の促進税制があるんですけども、これを地方で創業する場合にも適用してもらう、4点目。5点目は、先ほどの地方への移転といった場合の地方が三大都市圏が対象外になっている。したがって、大阪とか名古屋も対象外になっているわけでありましてけれども、今まで申し上げた4点については、三大都市圏を対象外とすることなく、検討段階から地方と協議していただきたいという内容でございます。

以上です。

○広島市長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○千葉市副市長 千葉市でございます。ただいまの御提案につきましては、基本的にその趣旨について賛同でございます。

ただ、要請文中で地方とか地方都市という言葉と今お話のありました東京という部分

について、もうちょっと明確にさせていただくほうがいいのかなど。というのは、この議論としては、23区以外を指す趣旨だということで承知をしているところでございますが、この文中にその点を明記していくほうがより明確になると。特に東京圏にある政令市等についてもそこが差別化されるようにしていただけるとありがたいということで、この「地方」、「地方都市」というところについての修正をお願いできればということと、あと5点目の一番最後の「地方と協議すること」となっておりますところは、「指定都市市長会と協議すること」ということで、御修正をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○広島市長 ありがとうございます。

ただいまの御指摘に関して何か御意見ございますでしょうか。大森市長。

○岡山市長 今回、整理をしたのは23区とそれ以外という形で整理をしております。わかりやすいように23区外という形で整理をし直したらどうかと思いますが、皆さん方よろしいでしょうか。今の千葉市の御提案のとおりやらせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡山市長 そういうことでやらせていただきます。

○千葉市副市長 ありがとうございます。

○広島市長 それでは、今の趣旨を明確にした形で文章化するというを前提にこの案文で御了解いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

ただいま決定した提言に関しましては、やはり国への要請活動におきましては、部会の会長である大森市長に一任したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

それでは、大森市長、これについてもよろしく願いいたします。

それでは、議題の5、「生活保護制度の改正についての指定都市市長会提言(案)」についてであります。これは大阪市からの提案でありますので、提案市であります大阪市の鍵田副市長より御説明をお願いいたします。

○大阪市副市長 大阪市副市長の鍵田でございます。本日、議会開会中でございます、市長の吉村は出席できませんので、代わりまして私のほうから御説明させていただきます。

資料の5をご覧くださいと思います。平成25年に生活保護法の大きな改正がありました。その際も指定都市市長会から提案を行い、地方公共団体の意見反映に努めてまいってきたところでございます。その結果、一部意見の反映されたところもございすけれども、依然として高齢者被保護世帯の増あるいは医療費の増など、生活保護行政を取り巻く状況は非常に深刻なものがございます。また、前回取り上げられなかった課題もございすので、そういう状況も踏まえまして、平成30年度に予定されております生活保護法の改正を見据え、改めて指定都市の意見を発信していくべきではないかということで、今回提案させていただいた次第でございます。

提言の内容でございますけれども、記のところにございますが、1つ目が、現状、高齢者世帯にとって生活保護は年金を補完する側面が中心となっていることから、生活保護制度だけでなく、社会保障制度全般の中で高齢者を支援する仕組みを構築することとしております。現在、全国の被保護世帯数は164万世帯を超え過去最多を更新しております。特に世帯類型で見ますと、高齢者世帯の占める割合が半数以上となっております、その割合は依然増加傾向にございます。高齢者世帯に対する生活保護の支援、これは実態として経済的給付が中心となるわけでございますけれども、本来、自立助長を目的とする生活保護制度が結果として年金制度を補完する役割を担っているという状況の課題認識に基づくものでございます。

次に、提言の2つ目でございますが、喫緊の課題である医療扶助の適正化については、「最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入」、「予防観点も含めた健康管理支援事業の強化」、「医師が使用不相当と判断した場合を除く後発医薬品の使用義務化」などの抜本的な改正をすることといたしております。現在、生活保護における医療扶助に関しましては、頻回受診、重複受診、あるいはジェネリックの使用促進がなかなか進まないなど、いろんな課題がございすけれども、その背景には、医療費の一部自己負担がないことも一因となっているのではないかというふうに考えております。医療費の一部自己負担の検討に当たりましては、生活扶助との関係など、生活保護制度全体の制度構築を検討する必要があると考えておりますので、さらなる医療扶助の適正化に向けて制度改正を求めるものでございます。

提言の3つ目でございますが、生活保護法第78条に基づく徴収金以外の返還金等について、被保護世帯の利便性の向上と債権管理適正化の観点から、保護費との調整を可能とするよう規定整備を行うとともに破産法との整理を行うこととしております。破産法との関係でございますが、生活保護法第63条の返還金が多く関係しておりまして、被保護者が自己破産した場合、破産管財人からの弁済否認の申し立てを裁判所が容認する決定が多くなされておりました、これは各自治体でもその取り扱いに苦慮されているというふう聞いております。そういうことも踏まえまして、国に対しまして生活保護法と破産法との整理を求めるものでございます。

以上、提言3点でございますので、ぜひ皆様方の御賛同をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○広島市長 ありがとうございます。

皆様からの御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○千葉市副市長 千葉市でございます。続けて失礼いたします。

ただいまの御提案につきまして、2項目目、3項目目については、私どももぜひともということで賛同させていただきたいと思っております。

その上で、1項目目の提言文中にございます今回構築を求める仕組みの具体的イメージというものが現段階において各都市間で協議、十分認識がまだ共有できていないのではないかと感じております。そういったことから、その要望のトーンについて少し落とした内容でどうかということ現在考えておるところでございます。

私どもも無年金、低年金のために生活保護を受給する高齢者世帯がふえている、この状況で指定都市市長会としても課題と捉えた中で、生活保護とは別に高齢者対象の社会保障制度の検討を行う要望というのはこれまでも行ってまいったということは理解をしております。平成22年とか平成27年度などの要望の中で年金制度と整合する生活保障制度の検討などを国に要望してまいっております。今回の提言における仕組みというものが、かつての年金制度と整合する生活保護制度ということが、必ずしも明確ではまだないと認識しておるところでございます、指定都市市長会として、国に構築を求める仕組みの姿というのがまだ共有されていないのではないかとこのように状況を踏まえまして、幅広く国に検討を求める表現をしていただいたほうがよろしいのではないかとこのように考え

ておるところでございます。

例えばの修正案でございますが、「現状、高齢者世帯にとって生活保護は年金を補完する側面が中心となっていることから」という中で、「次に無年金や低年金である高齢者の生活保障について、生活保護制度のみならず社会保障制度全般の中で支援する仕組みを検討すること」ということで意見を述べさせていただきます。

大阪市さんにおかれましては、国との協議の場で参加していただいて、指定都市市長会を代表していろいろと御意見をいただいていることについては、深く感謝を申し上げているところでございます。今、一応こういう形で御意見として述べさせていただきます。

以上でございます。

○広島市長 ほかには修正はありませんでしょうか、御意見、堺市長どうぞ。

○堺市長 2番目のところの「最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入」は非常に大きな問題だと思います。何が最低限度の生活かと。どうかたちで一部自己負担をしていくのかは、今後いろいろな議論があると思いますので、このまま書くのは指定都市市長会としていかななものか、さらに議論を深める必要があるのではないかと思います。

○広島市長 ほかにはございませんでしょうか。

この2点について、それぞれ鍵田副市長、御意見なりをお願いできればと思いますけれども、まず1点目が、求める仕組みの構築ですけれども、必ずしも皆の意見ができ上がっていない、姿がわかってないという段階での要請の仕方と、もう一点が、最低限度の生活という具体的な中身がしっかりしていない中での要請ということについての御意見ですけど。

○大阪市副市長 今回の提言につきましては、これまで指定都市市長会として何回か要望してきたわけでございますけれども、その要望内容を踏まえたものでございまして、まず1点目、千葉市さんから御指摘いただきました仕組みにつきましては、これまでと同様、年金制度と整合する生活保護制度というふうに認識しております。

ただ、千葉市さんからの御意見にございましたように、もう少し各市で明確に認識共

有できるような表現がいいんじゃないかというような趣旨であると思いますので、この間、各市で調整した経過もございますけれども、千葉市さんの御意見を踏まえますと、例えば提言1の末尾でございます。現在、「社会保障制度全般の中で高齢者を支援する仕組みを構築すること」という表現を使っておりますけれども、例えば「高齢者を支援する仕組みの構築に向けて検討すること」に修正させていただければ、千葉市さんの御意見も受けられるんじゃないかというふうに思っております。

2点目でございます。最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入でございますけれども、これも医療費の一部自己負担の導入につきましては、この間、指定都市市長会としても要望してきているところでございます。「最低限度の生活を保障した上で」という文言でございますけれども、これは単に被保護者に自己負担を持たせるということではなくて、やはり生活扶助とのバランスといたしますか、それを考えてのちょっとまどろっこしい表現となっておりますけど、そういうことで入れさせていただいているところでございます。

○広島市長 ありがとうございます。

今の点について、竹山市長よろしいでしょうか。

○堺市長 はい。

○広島市長 では、2点目は御理解いただいたということで、1点目については、今ありましたように原案を修文して支援する仕組みの構築に向けて検討という書き方で修文するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

そういう提案ということで、皆様、御意見いかがでしょうか。御了解いただけましたでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

決定した提言につきましては、やはり国への要請活動につきましては、提案者である大阪市の吉村市長に一任することになると思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

それでは、鍵田副市長、吉村市長によろしくお伝えいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、議題の6、「身寄りのない独居死亡人の遺留金の取り扱いに関する指定都市市長会要請（案）」についてあります。神戸市からの提案でありますので、提案者である神戸市長の久元市長より御説明をお願いいたします。

○神戸市長 身寄りのない方が亡くなられた場合に、少額のお金が残りまして、これをどういうふうに保管するのかということは、担当者レベルでは大変頭の痛い問題だったんですけれども、2枚目の資料をごらんいただきますと、13日の朝日新聞が一面トップで報じまして、これが大都市を中心にかなりの額に上っているということが報じられました。それ以外の新聞でも記事になっております。これは、やはり制度改正を求めなければいけないのではないかとという問題意識で提案をさせていただきました。

1つは、これは自治体が保管せざるを得ないわけですけど、保管をする法的な根拠がないわけです。つまり、今保管をしているお金は、これは自治体が厳密に言うと、法的根拠もない、つまり違法な状態で保管をしているということですから、これはやはり明確に制度的に位置づけてもらうということが不可欠だということです。

もう一つは、やはりこういう身寄りのない方が亡くなられていると、これは家族観が大分変容してきておりまして、身寄りのない方が非常に増えているということと、肉親、特に息子さんや娘さんがいても、一切関わりたくないとか、そういうケースが残念ながら増えているわけです。ですから、そういうような問題をやはり国にも認識していただいて、こういうことにつきまして、地域社会の状況が変わっているということを踏まえた制度的対応をしっかりとっていただきたいと、こういう趣旨であります。

1つは、指定都市など地方自治体の意見を十分聞きながら、遺留金の取り扱いに関する根拠法を国の責任において早急に整備する。それから、2番目は、これは一定の手続を経れば、最終的には国に帰属することになるわけですが、独居老人に関するさまざま亡くなられた場合の事務は全て地方自治体が行っておりますので、この場合には遺留金は地方自治体に帰属させる。3番目に、その実現までの間、地方自治体の負担部分については、国の負担で行っていただきたいと、3点を要望するものであります。

○広島市長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○千葉市副市長 続けまして、千葉市でございます。

ただいまの御提案について、この案件について要望していくということ自体は千葉市にとっても重要なことであると考えております。御提供いただいております参考資料の裏側のページの新聞記事は千葉市の事例も掲載をされているところでございます、こういった実態を踏まえまして、若干修正の意見を発言させていただきたいと思っております。

賛同については異論ないところでございますが、私どもといたしましては、要望項目3つのうち、項目1と項目3で地方公共団体の負担部分について、全額国庫負担とするということで、基本的に課題の解決が図られるのではないかとこのように考えておるところでございます。その理由といたしましては、項目の2の遺留金を地方自治体に帰属させることを要請の本旨という形でこの組み立てになっているわけでございますけれども、要望項目3のその実現までの間は、地方自治体の負担部分を全額国庫負担とすることと求めることといたしますと、要望項目の2が実現した場合、遺留金の多くを占める少額の遺留金の処理の際、これは千葉市でも実際に多々事例としてあるわけですが、自治体はその処理手続に必要な経費が大きくなってしまっていて逆転現象になると、そういった自治体が現状生じているということから、結果的に自治体負担が生じてしまうというそういったことで、この組み立てについてちょっと修正の意見を述べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○広島市長 久元市長、いかがでしょうか。

○神戸市長 具体的に修正案をお示しいただければと思いますが。

○千葉市副市長 具体的には、目的として自治体に帰属させることではなくて、最終的に遺留金の処理をする経費について、全額、国庫負担で処理するというところで目的は達成されるのではないかとこの考えでございます。

○広島市長 失礼ですけど、今の提案は、例えば修正すると、1はそのままにして、2

を削除して、3のその実現までの間という文言を落とせばいいというようなことになりましょうか。

○千葉市副市長　そうです。

○広島市長　その実現までの間というのを落として3を、2項立てで要請すると。

○千葉市副市長　そういう処理が済めば、帰属は国に帰属されるわけですがけれども、ただ、その処理に対する少額の遺留金が、結局、処理をする経費、今現状では税金を投入しないと処理できない実態があるために、歳計外現金として遺留金がたまっていつてしまっている、そういう条件がありますので。

○広島市長　もう少し丁寧に書くとすれば、処理に要する費用は全額国庫負担とし、遺留金等、地方自治体がもらったものがその処理を超えるときは地方自治体の帰属にするとか、そんなイメージなんですか。下回る場合は全額国庫負担、要するに処理費は全部国だという、余ればもらいし、足りないときにはちゃんと出してくれと。要するに地方自治体の持ち出しのないようにしてくれと、こういうことだという御趣旨なんですか。

○千葉市副市長　はい。

○広島市長　趣旨はそういうことだそうですが、ちょっと文章に今なっておりませんが、どうでしょうかね。

○神戸市長　いや、この問題は余ったお金を国と地方で取り合いしているわけではないんですよ。あるいは、かかった費用を国に負担をしてくれとか、地方が負担をしてくれということが問題の本質ではなくて、そもそも制度がないと。この遺留金が生じた場合に、何の制度もないので、まずこの制度を用意してくれというのが根本的な問題なんです。要するに遺留金の保管に関する。

もう一つは、この遺留金がそもそも発生したときに、相続財産、この3段落目のパラグラフに書いてある相続財産管理人制度を使って申し立てをすることになるわけです。こ

の場合に、この相続財産管理人制度を使って最終的に手続が終了した場合の帰属先が国になるわけです。これを地方自治体にしてくれというのが2番目の趣旨なので、かかった費用がどちらに帰属するのかということが本筋の問題ではなくて、残ったお金を自治体が所有し管理をするという法的根拠をしっかりとつけてほしいということと。相続財産管理人制度を使ってこれを解決する場合に、最終的なお金の帰属を地方にしてくれということが問題で、3番目にそれに付随する自治体に持ち出しが生じないようにきちんと国で負担をしてくれるようにしてくれということなので、2番目を削るということになりましたら、この要請の趣旨の大半が損なわれることになりますので、ちょっとそこはいかがかと思いますが。

○広島市長 久元市長の御主張は、まず取り扱いについての根拠のない状況を解消することが第一と。そして、その金の帰属を地方自治体にすることを決めてもらいたい。それが実現しない状況があると。そういった中で、本来はこちらに帰属させるんだけど、今これらについての取り扱いがはっきりしない中で事務処理に関わる費用は地方自治体として負担しなきゃいかん部分があるとしても、その部分は国庫でみてくれと、こういう趣旨だということを重ねて説明されたと思うんですね。

先ほどの副市長の懸念は、実際の遺留金の額の多寡がある中で、少額の遺留金しかない、それが仮に地方自治体に帰属するようになったとしても、その遺留金が入る額を超えて処理費が掛るということがある場合において、それで足りるとするような考え方はどうなんだろうかと。少なくあっても多くあっても、少なくとも遺留金が入る中で処理して、それを超える部分は国が出すとかいうふうな主張ということに聞こえたんですけど。そういう意味では、それが実現するまでの間ではなくて、仮に、この処理に当たって地方自治体の負担が遺留金を超えるような場合は、その部分は国庫で面倒見してくれというふうな整理をしてはどうかという提案にも変わっているような気がするんですけど。そういうふうに受けとめられると、どうなるかということだと思うんですけど、いかがでしょう。

それは余りにも制度論として要求過多だということかな。つまり、自分のところに遺留金として入ってくる額があると。それを基準として処理費がそれを超える場合、減る場合があったりすると。遺留金がたくさん入って、その中で処理が済むんだったら、まあ安んじて自分たちの処理ができる金にしてくれという。だけど、その額がちょっとしかないのにくれと言って、自腹を切ってまで処理するような制度要求というのはどうも二の足を

踏むのではないかと、そういうことがこの書き方だと透けて見えるので、しかも、その実現までというような表現とともに、地方自治体の負担部分についてはという書き方で、ちょっと自分たちの要望部分に取り込めないと、こういう御主張だったというふうに受けとめたんですが。どんなものでしょうか。

○神戸市長　そうすると、そもそも高齢者が亡くなられた方の事務というのは、本来は地方自治体の事務ですから、それは地方の負担なのか、国の負担なのかという議論をそういうことであればそもそもしなければいけないことになりますね。

○広島市長　ええ。だから、それはこの際の根拠法をつくるときのベースの議論としてどのあたりまで自治体として預かれるかといいますか、自分たちの固有事務的な扱いである費用負担と、その一部対価として役立ちそうなこの遺留金の入手というのが、相殺関係にないとしてもとにかく処理をしようということだけで突っ張るのか。額調整までを考慮して、さらに費用負担もないようにしてくれということまで通すべきか。その違いのような気がするんですけどね。

○神戸市長　例えば、どういうふうに修文をすればよろしいですか。

○千葉市副市長　基本的には、今ある遺留金ではなくて。

○神戸市長　ちょっと具体的にどこの部分をどういうふうに修文するのかというのをおっしゃっていただければと思います。

○広島市長　もし書きぶりなどでやっていただくとわかりやすいかなと。

○千葉市副市長　では、申し上げます。

1番目のところで、独居死亡人の遺留金の取り扱いに関する根拠法で、この次に「並びに費用負担のない仕組みを国の責任において早急に整備すること」と、これを仕組みとして入れていただくことで、要望としては反映できるかなと。

○広島市長 どうでしょう。

○神戸市長 私の意見としては余り賛成できませんね。今、要するに全く根拠がない、何の根拠もなくこの資金を管理しているという状態を解消してくれというのが1の趣旨なんですよ。それは歳計現金であれば、これは地方公共団体の所有に属するものしか歳計現金に計上できないから管理できないわけですよ。

歳計外現金であれば、これは法令に根拠がなければ、歳計外現金として管理できないので、それをきちんと根拠づけてほしいというのが1の趣旨なので、これは、ここに国の負担か地方の負担かという議論を持ち込むと、本来の議論の趣旨がぼやけることになるし、国から見たら、これはそもそも地方の事務なのか国の事務なのかという議論のハードルを越えなければいけないことになるので、その根拠づけをしなければいけないという要請の趣旨のハードルが相当高くなるので、実現可能性が低くなるのではないかなということをおそれるわけです。

○広島市長 ただいまの久元市長の御主張は、まず根拠づけしようという大命題を果たすべく、何もない状況ですからね、その根拠法をつくるという段階で、つくった後に、この事務にかかわる費用負担とかをもう一回総観してどう処理するかという問題が出てくるんだけど、それを先取りして、自治体として一切金も見ないんだけど、とにかく根拠をつくってくれというふうな要望の仕方というのは、議論開始もしにくいんじゃないかというような御趣旨のように聞こえるんですね。

そうすると、千葉市さんのほうでの御意見の根っここのところで、この根拠法をつくるということについての同意があるかどうか。この点についての必要性はどうでしょう。認められますでしょうか。

○千葉市副市長 それはもうもちろん。

○広島市長 そうしますと、今の御議論を聞いてて、根拠法をつくるということについての共通認識はあると。その根拠法を前提としての後の費用の取り扱いは、なるべく自治体で持たないようにするほうが良いというのと。いや、それはさまざまな制度を勘案して、あるべき姿に当然落ちつくとか、整理されるんだという御意見がありますからね、そ

の後者の部分の議論をここにちょっと置いておいて、根拠をつくってもらいたいという要望を国にぶつけ、その要望を受けての作業が始まる段階で、また、それぞれ第2弾として意見を整理して言うということであれば、ここでの初期の目的、根拠法をつくってくださいという要請文は合意が得られると思いますが、さらに突っ込んでまで整理しようとなると、ちょっとこの段階で合意は得られないということで、この要請文そのものをやめようということに、というかまだ時期尚早ということになりそうなんですけれども、そういう意味で、本来の根拠法をつくってほしいという要望で皆さんの御意見を取りまとめるか、その後の費用負担までの議論も入れて要請するかという、その2択で、どちらのほうがいいかでちょっと皆さんの御意見を聞かせていただけたらというふうにと思いますが、久元市長、どうでしょうかね。

○神戸市長 私は、初めからそもそもこの事務は国が全部持ってくれというのはなかなかハードルが高いと思います。これは完全に国の事務とそもそも言えないんですよ。実際にこの地域で暮らしている方が1人で亡くなられたときの責任というのは、国にあるのか地方にあるのかというと、それは国にもあるし地方にもあるわけですから、議論の余地があるわけですよ。

今は、何の根拠もないわけですから、全く無権限の金を現実に持たざるを得ないという状況を解消させるということがまず根本的な問題で、現実に相続財産管理人制度を使えば、最終的に国に帰属するというのも、これをまず地方にすべきだということで、それが実現するまでは、これは国できちんと負担をしてほしいということで、根本的な事務論とか財政負担論を議論すると、そこでもうにっちもさっちも国との交渉はいかなくなるというのが大体これまでの経験ではないかなと思います。

○広島市長 ということでいかがでしょうか。

○千葉市副市長 今の話であれば、当分、この負担については3番のところで自治体負担部分についての国庫負担は求めていくということになりますので、そういう形で私どもとしては戻って市長に報告させていただいて、了承することとさせていただきます。

○広島市長 ありがとうございます。

今の御議論でさらなる説明ということをございまして、納得をいただいたと、市長報告ということで処理していただくということになったようでありますけれども、ただいまのやりとりを聞いていただきまして、皆さん御意見いかがでしょうか。原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。そのように処理させていただきます。

決定いただきました要請文につきましては、要請活動、提案者である久元市長に一任したいと思いますので、皆様方よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

では、そのようにさせていただきます。

久元市長、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、報告事項に入ります。

初めに、(1)の各部会からの報告でありますけれども、まずは総務・財政部会の部長であります、神戸市の久元市長より御報告をお願いいたします。

○神戸市長 総務・財政部会の任務のうち、まず1、所有者がわからない土地に対する対応につきまして、前回の11月の市長会で国と接触をするようにという、そういう御下命をいただきました。早速12月に国土交通省と接触をいたしましたら、その後動きがありまして、翌1月に国土交通省より研究会が立ち上げられたと。

次の2ページ目をごらんいただければと思いますが、増田寛也元総務大臣を座長とする研究会が立ち上げられまして、加藤特命担当大臣が顧問になり、神戸市も参画をするということになりました。この研究会の提言は、大体今年の秋ごろに予定をされております。

もう一つは、自民党のほうでもこの問題についての議員懇談会が保岡興治衆議院議員を会長として立ち上げられまして議論が始められました。この5回目の議員懇談会に、私に出席して説明するようにという要請がありましたので、この5ページ以下の資料で説明をさせていただきました。この議員懇談会では、4月に大きな方向性が提言としてまとめられておりまして、かなり急ピッチで進めるという方向性が打ち出されております。

9ページの1の問題意識の一番最後のパラグラフですけれども、土地制度等に関する縦割りの弊害を打破し、政治主導で関連諸制度を横断的に見直した上で対策のグランドデザインを適切に描き、矢継ぎ早に対策を打ち出していかなければいけない。こういう方向

が示されておりまして、そして、さらに特命委員会も自民党の中でつくられるということにしております。

こういうふう非常に動いてきておりますので、指定都市市長会としても、このチャンスをお逸することなく具体的な提言をすべきではないかということで、この資料の7の所有者不明土地対策に関する推進に関する提言をしたらどうかと、こういうような部会としての決定をいただきました。

この所有者不明土地問題は、非常に深刻な問題になっておりまして、固定資産税の賦課徴収とか、災害の復旧とか、防災事業や公共事業の推進などで非常に大きな足かせになっております。そこで、こういう問題は運用の改善だけでは十分ではなくて、制度横断的な法整備が必要だということで、国に対しまして所有者不明土地対策の推進に関する特別措置法の制定を提言するものであります。

具体的には、2枚目をごらんいただきますと、提言は2つの柱になっておりまして、所有者不明土地を発生させないための措置、大きくその中の1つが登記制度の関係でありまして、登記の義務づけ、それから登録免許税の減免措置の創設によるインセンティブの付与、それから法務局内における死亡届に係る情報の活用、それから法務局から市町村長への通知の際にマイナンバーを活用できるようにする。それから、外国人が土地を取得した場合に、外国に移住をした場合には手の施しようがありませんので、それに対する外国人の所在把握を容易にするための仕組みの構築ということ。それから、財産管理人制度で言いますと、相続放棄をすれば、相続手続が完了するまでは放棄をしたものが管理をしないといけませんけれども、これが管理をしないというケースが増えておりますので、市町村長から裁判所に対して処分請求を行うこととする制度の創設。それから、2番目にポータルサイト開設による公告手続の簡略化。それから申立人の負担を軽減する費用制度の創設、これが予防策です。

それから、現に発生をしている所有者不明土地に対しましては、財産管理人制度の関係で、地方公共団体が財産管理人の選任を申し立てることができるようにするというような制度改正が1つ。それから、2番目に地方公共団体が相続財産管理人を申し立てた場合に、相続人が現れないような場合には、地方自治体が管理をすることができるようにするという制度の創設。それからポータル制度を国あるいは自治体が共同で構築をいたしまして、ここに一定期間掲載をすれば、一定の法律効果が発生して、2番目の自治体が管理できるようにするというような制度を構築すると。こういうようなことで、その他財政措

置などの提言をしようというものであります。

これは、指定都市だけではなくて、全国の自治体にとりまして非常に深刻な問題ですので、こういうふうに国あるいは政党の中で議論が熟しているときに、指定都市としても具体的な提言をしっかりと行うべきではないかということで、総務・財政部会から提言をさせていただきます。

○広島市長 ありがとうございます。

なかなか大変な問題のようにお聞きしましたが、ただいまの報告に関して、何か御意見なり御質問なりございますでしょうか。

○熊本市長 ちょっとよろしいですか。

今、久元市長のほうから御提案のありましたこの課題ですけれども、本市は熊本地震を受けて、所有者不明の土地の取り扱いについては、非常に困難を極めている事例がございます。特に、被災した建物で、非常に危険が迫っている建物のうち所有者が不明の土地、建物というのは非常に実は多くございます。こうした所有者不明の土地等々についての対応は、災害からの復興や復旧の点でも非常に大きなことではないかなと思いますので、そうした検討や国への要請も含めて活動していただければありがたいということをつけ加えさせていただきます。

○広島市長 ありがとうございます。

ほかにはないでしょうか。河村市長どうぞ。

○名古屋市長 余り言いたくないんですが、マイナンバーが出てくると言わないかんもんですから、これは要するに固定資産等を全部番号で捕捉するということになる、それは銀行預金も全部やらないかんです。そういうことになってきて、これは相当な議論が要するところなんです。だから、簡単に便利だからとか、所有者不明土地の所有者がわかるんじゃないかとかそれどころでないです。すごい話ですよ。個人の財産を全部番号で芋づる式にわかるようにするという事なので、銀行預金から全部やらなくてははいけません。これは取引を全部捕捉するという事になってきますから、社会主義的な発想になると思います。

○広島市長 今の問題指摘について、特段、何か御意見ありますか。

○神戸市長 法務局から市町村長に通知をする際に、果たして通知をされた人間が存在しているのかどうかということが法務局からの通知の場合にはわからないわけです。その場合に、個人番号があつて、これがマイナンバー制度に基づいて情報連携をできれば、これは探知することができる可能性が格段に高まります。

ですから、これを利用すれば、法務局から通知された人間がどこに実在しているかどうか、どこに居住しているのかということが非常にわかる可能性が高まりますので、それは必要だと思うんですけども、河村市長は従来からマイナンバー制度そのものに反対をしておられまして、これはもう御議論いただければと思うんですけども、もしも、どうしてもということであれば、要望する項目は多岐にわたっておりますので、そこは御議論いただければと思いますけれども、私は、全体として、まずこの提言を国に提出をすることが各指定都市の利害にかなうのではないかと思いますので、そこは御議論いただければと思いますけれども。

○広島市長 新しい制度を導入するに当たっては、その制度がどういう目的のために導入されるかという、その効能の部分、利便性の部分と、その制度が誤って使用される、あるいは悪意を持って使用される場合の危険性、そういったことを十分見きわめた上で、そういった防犯装置いうんですかね、装置を組み込みながら、導入できるかどうかが多分論点だと思うんですね。

悪用しかできないようなものであるとするなら、それは導入するのは、多分、世の中のためにならないでしょうし、多くの効果が見込めるのであれば、そのマイナスの部分も極力発現させないようにする装置を組み込んでやるという、議論をした上で可否を聞くと、こんな手続になっていくと思いますので、問題の指摘に関してはしっかりと受けとめて議論が行われるように配慮していただければなというふうに思います。

あと、私自身ちょっと関心がありますのは、この土地に関して、今民間の森林などについて、やはり所有者が代々不特定になって処理できない。林野庁のほうで税制を絡めてこの処理について一連の要請活動とか運動をしておりますけれども、それとこれはど

ういうふうに絡んでいるのか、それと別に議論されているか、あるいは考慮されているか、ちょっとその辺が心配というか、興味があるんですけど、もし分かれば教えていただけますか。

○神戸市長 これは制度の問題ですので、要するに山林も含めて全部対象にしているわけです。少なくとも自民党の議員懇談会には林野庁も出席をしていただいていたと思います。ですから、もともと政府の中では別個に議論されていたと思うんですけども、当然のことながら山林も対象にしておりますので、当然これも対象にすれば山林の問題の解決にもかなり寄与するということだと思います。

○広島市長 所有権が確定するための作業がこれで、それを超えた後での処理については林野庁のまた税制改正要望と予算措置と、その上乘せという感じですね。

○神戸市長 はい。

○広島市長 わかりました。これからもこの問題を注視していきたいと思えますし、御要望等あれば久元市長を通じてまた議論に登用するということでもよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

次に、社会保障・文化・教育部会についてでありますけれども、部会長を私がさせていただきますので。

○神戸市長 済みません。結局、この提言を出してよろしいのかどうかちょっとここでお決めいただきたいんですけど、提言について。

○広島市長 今までの議論いかがでしょう。

河村市長は。

○名古屋市市長 誰がどういう財産を持っておるかということについて、今のところはやっぱり法務局に出向いて、印鑑証明か何か持って行かなければならない。マイナンバー制度を利用すると、要するにそのうちネットで請求するようになります。そうすると、番号

を持っている人間が膨大ななりすまし被害を受ける可能性が出てくるわけです。そうしたときに、アメリカの現状なんかを見ると、ものすごいなりすまし被害がある状況において、そんなことやらなくても別にこの人がどうだこうだというのは、住所、氏名、生年月日、性別の情報がちゃんと書いてありますから。そういうので1個ずつ確認したほうがはるかに安全であるし、正確だと。そんな危険なことをなぜするのかと僕はそう思います。

○広島市長 今言われるのは、今現存している方と登記のずれというのがありましたけど、そのほか登記は既に死亡されていて、移転相続登記すらない状況の中で、所有者が誰かも確定できない、実質誰が所有しているかもわからないけれども、法令上の規定とずれがあるとか、外国に行った場合の処理とか、適正に処理する場合の手続すらうまくいっていないという面もありましてね、その議論抜きにおそれがあるから全然議論できないというのは、これはあるべき姿を議論するときの議論の仕方としてはどうかと思うんですね。

ですから、河村市長の言われるような、先ほど申し上げました悪用とかそういった点について、必ず配慮しながら、考慮しながら議論して、さてどうするかという議論展開を忘れることのないようにということで、注文つきでお願いするということがあってもいいんじゃないかなと私は思いますけれども、門川市長、どうですか。

○京都市長 神戸市長、御苦労さんです。部会で議論していただき、非常に国においても意見を提言していただきました。

京都市は75%が森であります。その地籍は1%しか明らかになっていない、明確になっていないと、こういうような境界明示できていないという状況で、これから山がどうなっていくのか深刻な状況であります。そうしたときに、ようやく国も動き出してくれたと。

独自に我々は国に要望活動をしておりますけど、今緊急にこうした提言を国にしていかなければ、空き家問題も、農地も、山林も、まちづくりそのものが、国づくりそのものが壊滅的になっていくと、こういうように思います。

私は河村市長の高い理念について否定するものではありません。しかし、名古屋市においてもマイナンバー制度を全面拒否して国の制度と戦っておられるわけじゃなしに、マイナンバー制度は動き出しているわけですから、この現実の問題と理念の問題とは。

○名古屋市長 いやいや、それは違います。国がやって、それを拒否すると罰則がある

ものはしょうがないのでやっておりますけど、あとは全部一切やっておりません。

○京都市長 だから、国の法律のもとに地方自治体が仕事をしていく、あるいはこういう法制度をつくっていかうということですので、大きなところで御理解いただいたらいいんじゃないでしょうか。

○名古屋市長 いや、財産に番号をつけて国民の統一番号を付番するということは恐ろしい。良心的な人ばかりならいいですよ。なりすまし、ネットでわかるようになるということはものすごい恐ろしいです。だから、所有者不明土地ぐらいのことは、法務局でちゃんと確認すれば済むことです。

○京都市長 確認できないんです。

○名古屋市長 番号つけると何で確認できるんですか。

○京都市長 もう100年前から、だから、そういうことがわからないことを確認して、その上で明示して、そして、法的にそれが国に帰属するとか、そういう制度をつくってほしいと、こういうことです。

○名古屋市長 番号つけると何でわかるんですか。財産に全部番号つけて、それがどういう関係があるんですか。

○広島市長 私自身、河村市長の御主張もある程度理解したつもりですがけれども、マイナンバーというのは、今は個人に、人に対して付すという手法ですね。この土地に関しての登記制度は、人を離れた物に対してその所有関係がどうなっているかということを確認する手続で、そのときに確認する人に今マイナンバーがついているということを申された。この登記する土地にまでマイナンバーがつく状況ではないんですよね。確認するときの手法としてマイナンバー、個人を特定しておいて、それが物との関係でどういう貸与関係になるかということなんですね。

そして、登記というのは、今までは対抗要件というか、商業活動、営業活動をしたと

きに、移転登記をしておけば、これはこの人のものだということで、対抗要件といいますか、世の中にもものを言えるということでやっていたので、登記について義務づけなんかしていないんですね。それがあってか、自分が必要とならなければ登記しないでほうっておいて、いろんな活動をして所有権が移ってもほったらかしにする。それがいつの間にかわからなくて、さて問題が起こったときに処理できないと。だから、その登記の状況と現実の所有関係が整理できないところをどうするかというところに今問題を絞ってまして、今言われた部分は、こちらの個人を特定するときのカードの話でありまして、直にここで出てくる話ではないということを申し上げたいです。

ただ、そういう一連のチェックをするときにマイナンバー制度を導入するという、ここにもありますからね、それらも利用されることがありますので、今言われた悪用というようなこともなくはないと。登記制度だって悪用ということもあり得るんですね。戸籍制度も一緒ですよ。要するに、国家に対して自分の存在を証明するというシステムを導入した途端に悪用という問題はどこでも起こっているんです。それを簡単に入手できるようにするか、ハードルを高くするか、一切クローズにするか、あるいはなくするかと、そのどこでそういう制度を設定して運用するかという、もうずっと統治システム始まって以来の問題だと私は思っていますね、十分に気をつけながらやるということが肝要というふうな整理じゃないかと思えますけどね。

○名古屋市長 提言文案を今日初めて見ましたけど、世界中で個人の財産、固定資産にこうやって番号をつけるというところはあるんですかね。一遍ちょっと調べてみないかんけど、もし皆さんが提言してこれが始まるということになると、これは相当なことですよ。

○広島市長 いや、これは登記制度の話で、番号を付すというのではありませんから。

○名古屋市長 いやいや、登記に番号を付すわけでしょう

○広島市長 今だって登記制度はありまして、その登記の状況と個人の権利関係を適正に反映させるためにどうするかと。その権利関係がうまくいっていないときに、行政としてどういう処理を施せるような装置を組み込むかと、そういう議論をしているというところ

ろはちょっと押さえていただいた上で、今言われた問題を否定するわけではありませんけれども、ダイレクトな議論にはならないんじゃないかというふうに思うということであり
ます。

○名古屋市長 いやいや、大きい話ですよ、これは。

○広島市長 小さい話と申し上げているのではなくて。

○林会長 よろしいですか。

この場で率直な議論がされているということは本当によいことだと思いますが、この内容は指定都市にとって、将来に向けた喫緊の課題でもありますから、御提言どおり検討を進めていっていただきたいし、きちっと提言にまとめていただきたいと思いました。

今、議長からも「配慮します。」ということをおっしゃっていただいていますから、とりあえず、このまま進めていただきたいと思います。

この場で多数決をとるのも何ですから、お進めいただいてよろしいんじゃないでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○名古屋市長 法務省でさえも法律をつくるときに、マイナンバーを使うとしていないわけですよ。

○浜松市長 いま、(4)だけが問題になっている。しかし、この制度をつくることの提言について、河村市長も別に反対してないので、(4)番を取ったらどうですか。(4)番を取っても大きな問題にならないと思います。

○神戸市長 私もそう思います。もし御賛同いただければ(4)を取って。

○浜松市長 これは後の実務的な制度をつくる時にどうするかという話ですから、(4)を取って提言するということがいかがでしょうか。

○名古屋市長 非常に合理的で。

○林会長 いい御提案だと思います。

○広島市長 それでは非常に議論も盛り上がりましたけれども、大体問題の全容は皆さんにおわかりいただけたと思います。

当座の処理として今言われた処理でよろしいでしょうかね。

(「異議なし」と声あり)

じゃあ、そういうことで皆さんの了解を得て、そのように処理するという、そして、今後の活動も久元市長にお願いするという御了解いただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、社会保障・文化・教育部会について報告をさせていただこうと思います。

これに関しては、1枚ものを用意しておりますので、ごらんいただきたいと思います。本日の部会では、まず先ほど御了解いただきました介護人材の確保についてということで国会への要請(案)を取りまとめました。

次に、平成29年度の検討テーマ及び部会の進め方について協議を行いまして、意欲ある全ての者への学習機会の確保についてを29年度の検討テーマとすることといたしまして、家庭の経済的な状況等にかかわらず、誰もが希望する質の高い教育を受けられる社会を実現することが重要であるために、基礎学力の定着、子供の貧困対策などについての議論を重ねて行いました。

また、部会の進め方につきましては、検討テーマを絞り込んで、課題の対応策等について十分議論を行うことといたしまして、必要となった場合、国への要請について協議するというにいたしました。

次に、検討テーマになりました、意欲のある全ての者への学習機会の確保に関しましては、基礎学力の定着と子供の貧困対策という項目ごとに各市主要な取り組みを紹介いただきました。基礎学力の定着に関しては、学校だけではなくて、家庭、地域、企業等と連携した取り組みが行われています。例えば、子供たちの習熟の程度に応じたきめ細かな指導とか、地域ぐるみで子供たちの学習や活動をサポートする地域の寺子屋事業、全小中学校に配置した地域教育コーディネーターを中核とする地域と学校パートナーシップ事業の実施、あるいは部活動の意義とか目的、指導者、活動日、組織等を規定したガイドライン

を策定するとともに、企業やスポーツ団体などと協働による部会活動支援体制の確立、学校と家庭・地域の連携、協働による「ひろしま型チーム学校」の構築等々が挙げられました。

一方、子供の貧困対策に関する取り組みといたしましては、子供の生活状況や学習習慣の改善を働きかけ、コーディネーターとして、さまざまな支援機関等につながる「子どもナビゲーター」の創設、子供から高齢者、障がい者など、誰もが気軽に参加できる居場所であります「地域の茶の間」の運営に係る経費の一部を助成などの紹介がありました。

このほか、差別化、格差社会が進む中で、いろいろな施策を行っているけれども、親の考え方、あるいは生活環境など、子供の意欲を引き出すことを妨げている実態があるのではないかと。生活環境や親の意識を支える、変える、取り組みや受け皿づくりが要るのではないかと。子供たちの中には、学習に意欲を持ってはいけないと親から思われている者もおると、そういったことに対する働きかけも必要ではないかといった意見がございました。

今後は、きょうの議論を踏まえまして、課題についての対応策などに関し議論を深めていきたいと考えております。私の報告は以上であります。

ただいまの報告に関して、何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございました。

最後になりましたけれども、まちづくり・産業・環境部会について、部会長であります岡山市の大森市長より報告をお願いいたします。

○岡山市長 資料8のちょっと最後のページをごらんいただきたいと思います。

前回、この市長会議が終わった後、農林水産省の山本有二農林水産大臣、国土交通省の石井啓一国土交通大臣にお話をまいりました。

農用地の活用については、なかなか慎重な山本有二大臣の意見でありましたけれども、現在、経産省でも少し企業立地の促進に関しての法律なども出ておりますので、そのあたりをまた見ながら次のステップを考えていきたいというように思います。

国土交通省の石井大臣は、コンパクトシティ、交通ネットワーク、公共建築物の新たな耐震基準の設定に向けた問題点については、よく御理解をいただいたところであり

ます。

きょうの議論でございますけれども、一枚紙をお配りしております。先ほどの提言内容と同じでございますので、少し違うところだけ申し上げますが、スポーツビジネスについては、今後スポーツビジネスとヘルスケア産業をあわせて考えていく必要があるのではないかということで、今後の展開についての示唆をいただきました。

それから、農業振興とワーク・ライフ・バランスの推進と生産性の向上については、事例集をまとめておりますので、御参考にさせていただければと思います。

今回は、環境分野について議論を行うことといたしました。

以上です。

○広島市長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。どうぞ林市長。

○林会長 ありがとうございます。

大森岡山市長には、昨年11月にも「歴史的町並み保存と観光資源としての活用に係る事例集」を公表していただきました。今回も、今お手元がございます2つの事例集の出来栄が大変素晴らしいと思っておりますので、御礼申し上げるとともに、各市でこれを利用したいと思っております。どうもありがとうございます。

○広島市長 ありがとうございます。

それでは、次に2の各プロジェクトからの報告に移ります。

初めに、誰もが活躍できる社会実現プロジェクトについて、担当である静岡市の小長谷副市長からの御報告をお願いいたします。

○静岡市副市長 資料の9を御覧いただきたいと思っております。

誰もが活躍できる社会実現プロジェクトでございます。本年1月に国への提言活動報告を終了いたしましたので、本プロジェクトの御報告をさせていただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。本プロジェクトは、介護・就職・結婚・子育てなど、シニア世代・若者などが抱える課題や制約を取り除き、誰もが活躍できる社会の実現に向

けた政策を提言するため議論を重ねてまいりました。

テーマが広範であるため、プロジェクトにおける「誰もが活躍できる社会」の定義の「ソーシャル・インクルージョン」という理念のもと、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）を向上させ、全ての人々が自己実現を目指すことができる社会という位置づけをして、具体的な検討を進めてまいりました。

国への提言につきましては、「ワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマに、プロジェクト会議や事務レベルで連絡会による議論を深め、また全市への文案照会など、皆様に多大な御協力をいただきました。

平成28年11月24日の市長会議におきまして提言を採択いただいたところでございます。

2ページをお願いいたします。提言項目につきましては、下段の図のオレンジの四角にあるとおり、左から地方拠点強化税制の拡充などによる職住近接の実現、特に中小企業における取組が進むための意識改革、そして、企業が多様な働き方に資する制度を導入・実施するためのインセンティブ、育児や介護等による離職防止のための代替要員の雇用を支援、賃金格差の是正などによる非正規雇用労働者への支援、そして、私どもがこだわったところでございますが、新たな休日の創設による地域活動への参加・促進の全部で6項目となっております。

3ページをお願いいたします。提言活動といたしましては、本年1月25日に加藤働き方改革担当大臣へ提言書を手交したところであります。

加藤大臣からは、社会参加の促進の項目のうち、新たな休日の創設につきましては、地域の固有の行事に参加できるきっかけづくりという意味では非常におもしろい提言であるというような御発言をいただいたところでございます。

最後に4ページでございますが、国への提言のほか、情報共有といたしまして、子育て世代、高齢者、障がい者の就労・生きがい等、自己実現に資するプロジェクト参加市の取組、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する指定都市20市の庁内向け、企業向けの取組等につきまして、皆様の御協力により取りまとめをし、各市への情報提供も実施をいたしましたところであります。参考資料といたしまして、プロジェクトの提言書をつけておりますので、また後ほど御覧をいただければと思っております。

私からは以上であります。

○広島市長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関して、御意見・御質問ございますでしょうか。林市長。

○林会長 どうもありがとうございます。

平成28年度のこのプロジェクトについては、今回で終了ということで、ありがとうございます。

副市長様から今御報告がございましたけれども、くれぐれも田辺静岡市長にはよろしくお願ひ申し上げたいと、お伝えいたしたいと思ひます。それから、このプロジェクトに御参加いただいた市長様にも御礼申し上げたいと思ひます。

それから、既に御報告をいただいた「安全・安心なまちづくりプロジェクト」については、加山相模原市長にも御礼を申し上げたいと思ひます。本当にありがとうございます。

○広島市長 ありがとうございます。

それでは、副市長から田辺市長にもよろしくお伝えください。

それでは、次に、この4月に新たに設置されました2つの政策提言プロジェクトからの報告に移りたいと思ひます。

今後のプロジェクトの運営方針などについて、それぞれのプロジェクトの担当市長からの報告をお願いいたします。

まず、初めに「子育てに優しい社会実現プロジェクト」、担当市長である札幌市の秋元市長をお願いいたします。

○札幌市長 それでは、お手元の資料の10でございますが、「子育てに優しい社会実現プロジェクト」ということで、今回の参加は堺市さん、広島市さん、熊本市さん、それから私ども札幌市の4市でこのプロジェクトを進めてまいりたいというふうに思っております。

今回行いました第1回目の議論について御報告をさせていただきたいというふうに思ひます。

資料の10であります、表紙をめくっていただきまして、本プロジェクトのねらいということでもあります。近年の社会情勢から、少子高齢化の進展、待機児童対策など、保育サービスの充実ということが各都市共通の課題となっております。国におきまして、少子高齢化を打破し、持続的な経済成長を実現するため、子育て支援を成長戦略の柱の1つと位置づけて、さまざまな施策を実施することとしてございます。そういった時期、そ

れから先ほど政策提言がございましたけれども、これまでの指定都市市長会における政策提言プロジェクトにおいて、女性の活躍でありますとか、ワーク・ライフ・バランスなど、さまざまな切り口から子育て施策に関して言及をされているところであります。そこで、今年度の本プロジェクトにおきましては、これまでのプロジェクトにおける提言を踏まえながら、より子育てに特化した政策提言を行うことを狙いとしてございます。

右側のページでございますが、今回、御参加をいただいた各都市から頂戴をした意見を踏まえながら、誰もが希望する人数の子供を産み育てられるような社会を目指す。また、仕事と子育てを両立していこうとする人や、子育てに専念している人など、さまざまいらっしゃる中で、各家庭が希望している子育て、これを社会が後押ししていく、このような子育てに優しい社会を実現するために4つの検討項目としてまとめてございます。

右のページにあります、4つの方向性で検討を進めていきたいというふうに考え、午前中に議論をしたところでございます。その中で、各都市さんから待機児童の解消や保育人材の確保、就学後の放課後の居場所づくりや質の確保などについて、現状や各都市で取り組んでいる状況について御報告をいただきました。

そういった中で、取組テーマの設定などにつきましては、市民の希望やニーズを把握すること、これは行政として重要な視点と踏まえつつ、こういったことをどこまで求めていくのか、行政がどうサポートしていくのかと、こういったベースの議論を踏まえた上で、誰もが安心して産み育てられるような社会にしていくといった趣旨にしていくのがよいのではないかといたした御意見もございました。そういった中で、行政の子育て支援策として、国に対してどこまでの政策を求めていくべきか、その上で、各都市がどのような政策を行っていくのかということ議論した上で提言をすべきといった議論、御意見を頂戴したところであります。

今後、各プロジェクトの参加都市の皆様方と議論を重ねながら、今年中に提言をまとめさせていただきたいというふうに思っております。

○広島市長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。よろしいようです。

子育てに優しい社会実現プロジェクト、これに関しましては、待機児童の問題を初め

として、各都市が抱えております喫緊の課題に取り組む重要なものであると思っております。秋元市長を初め、参加市長の皆様におかれましても、提言に向けた調査・研究、引き続きよろしく願いいたします。

次に、「観光先進国実現プロジェクト」の担当であります、さいたま市の遠藤副市長からの報告をお願いいたします。

○さいたま市副市長 それでは、資料11の「観光先進国実現プロジェクト」につきまして、検討状況の御報告をさせていただきます。

当プロジェクトにつきましては、観光を日本の基幹産業として、地域経済の活性化及び日本全体の成長につなげていくため、観光先進国の実現に向けた政策を国に提言するものでございます。近年、訪日外国人の旅行者数は急速に増加しており、平成28年には2,404万人にまで拡大をし、これに伴いまして、外国人の旅行消費額は3兆7,476億円に上り、観光は日本の経済を支える産業へと成長しつつあります。地方創生の直接の担い手であるとともに、各圏域全体の活性化、また牽引役でもある指定都市は、観光が地方創生の重要な切り札であるとの認識のもと、拡大する観光需要を取り込むための施策を展開することが求められるものと認識しております。

このような中、本プロジェクトでは、プロジェクトの趣旨、目的を踏まえまして、2つの項目につきまして検討することといたしました。まず1点目は、観光関連産業の成長力の強化でございます。指定都市には、民間事業者、周辺自治体等との連携をしながら、新たな消費市場を創造し、関連産業の成長力を促進させる取組が求められるものと考えております。こうした取組を進める上で、課題となる事項についての整理をし検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、観光客受け入れ態勢の整備でございます。観光先進国の実現に向けては、観光客の急増に対応するための交通アクセスの充実など、ハード面の対応、また人材の育成を初めとするソフト面の対応など、受け入れ態勢の整備についての取組は必要不可欠なものと考えております。現在、各指定都市が抱える課題の確認なども行いながら検討してまいりたいと考えております。

なお、午前中に開催いたしました第1回のプロジェクト会議では、御出席の皆様から各都市の観光振興に対する取組、また現状の課題などを御報告いただいた上で、さまざまな御意見をいただきました。

まず、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、地方への誘客を促進するには、地方空港の活用、主要駅へのアクセス改善、自治体連携による広域観光を推進することが必要であること。観光先進国として発展するに当たっては、特色ある文化的観光資源の活用、また景観対策なども必要であること。そして、これらの施策を進めるに当たっては、観光立国に寄与する指定都市として国に対して必要な財政支援をはじめとする政策誘導を要請していくべきではないかなどの御意見をいただきました。

以上、いただいた意見をもとに、今後、事務方で整理・検討させていただきまして、7月の市長会議で中間報告をさせていただきたいと考えております。その後、秋ごろには提言を取りまとめ、国に対しまして提案活動を実施したいと考えております。また、12月の市長会議では提案活動につきましての御報告をさせていただく予定でございます。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○広島市長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関して、御意見・御質問ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ないようであります。

それでは、この「観光先進国実現プロジェクト」に関しましては、インバウンドが拡大する中で日本の観光資源が持っている潜在的な魅力を引き出して、地域経済の活性化を図る上で大変重要な取り組みだというふうに認識しております。

清水市長を初めとする参加都市の皆様、提言をしっかりとやっていただくべく調査・研究をよろしく申し上げます。なお、遠藤副市長には清水市長によりしくお伝えください。ありがとうございました。

次に、広域大規模災害時における指定都市市長会行動計画の改定等について、災害復興特命担当の仙台市の奥山市長から御報告をお願いいたします。

○仙台市長 まず初めに、もう時間も余りありませんので、少し簡略に申し述べさせていただきますが、お手元の資料12の①について、ごらんいただきたいと思います。

これは災害対応法制の見直しに関する取り組みの経緯ということでございまして、平成28年度、昨年度におきましては、3回にわたり各般の制度改正の要請を行ったということでもあります。

その結果、御承知のとおり、昨年12月に内閣府の熊本地震に関するワーキンググループにおいて、道府県と指定都市の役割分担を明確化する方向で救助の実施体制などを検討すべきと、そういった旨の提言がなされまして、直後の12月末に災害法制のあり方を検討する場として内閣府に実務検討会が設置をされたというところでございます。

これにつきまして、この実務検討会とその下部組織の作業グループが計4回開催されまして、指定都市側では、仙台市、横浜市、神戸市、熊本市がこれに参加をして知事会メンバーと直接さまざまな協議を続けているという現状でございます。現時点におきましては、知事会としても指定都市に一定の権限移譲をしてもいいという考えの県もあるようではありますけれども、しかしながら、知事会の総意としては、権限移譲によって、一元的対応、広域調整機能を棄損するおそれがあるというようなことをおっしゃっておられまして、なお、反対の意向を示されている中で、議論は平行線が続いているという状況でございます。

こうした中で、先月の作業グループにおきまして、内閣府が新たな選択肢として合意方式、つまり合意をした指定都市と都道府県のできたところから権限を移譲していこうというような案を提示したところでありますけれども、これは政令指定都市として一律の移譲を求めてきました指定都市市長会の考えには沿わないということでございますので、議論が膠着状況にあることも考慮しつつ、今後の展開を考えていかなければという点はございますけれども、現時点では、まだ即座にこれをのむということにもならないだろうというふうに思っております。引き続き、事務レベルで議論の進め方などを調整させていただきたいと考えておりますので、この点についてはぜひよろしくお願いをしたいと存じます。

なお、内閣府からは、こうした議論とは別の暫定の対応として、道府県と指定都市の間で事務委任に関する事前取り決めを行ってほしいと、こうした要請も受けておりますので、そちらの調整につきましては、それぞれの都市において進めていただくようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次に、資料の次のページにお移りいただきたいと思っております。資料12の②でございます。これは、熊本地震への災害対応に関する検証結果を踏まえました指定都市市長会行動計画の改定ということでありまして、昨年度内での作業が完了いたしましたので、主な改定内容を御報告するものでありますが、お手元の資料の中に書き込んでございますので、これについては後ほど御高覧を賜ればということにさせていただきたいと思っております。引

き続き、29年度につきましては、行動計画の適用基準や費用負担の考え方などについて、関係市を中心に検討を進めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

資料の12の③でございます。これは、大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣のあり方に関する研究会、大変長いんでありますけど、こういう研究会について報告をさせていただきます。こちらは御承知のとおり、総務省の公務員課におきまして、全国的な応援職員派遣を短期に絞って被災市町村のニーズに応じた支援を迅速に行うための仕組みと、また行政機能が著しく低下した被災市町村に対するマネジメント支援のための職員派遣の仕組みについての調査・研究をするという趣旨で設置をされてございます。

こちらの研究会の現時点での進捗状況と論点整理の方向性につきましては、これもお手元の資料に記載をしているとおりでございます。都道府県と市町村による一体的な派遣の全体的な派遣スキームが必要であるというようなことですか、派遣スキームの法的な位置づけをきっちりすることなどなど、座長から幾つかの論点整理のポイントを示されているところでございます。これまで指定都市市長会で協議をしております行動計画の方向性等との特段の齟齬は生じておりませんので、なお、しっかりと意見交換をしながら、論点整理を見守って、報告書に我々の意向が反映されるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

○広島市長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、御意見・御質問ございますでしょうか。大森市長、どうぞ。

○岡山市長 この内閣府が合意方式案というのを提示したとありますが、非常にアバウトな感じがするんですけども、知事会は、いわゆる一元的といいますか、そういったことを求めているわけですね。我々、能力論、ないしはそこで非常に貴重な財産を多く持っている、こういうところを言っているわけですが、この合意した場合というのは、理屈は何か内閣府は言っているんですか。

○仙台市長 特に理屈があるというふうには私自身は思っておりません。これは恐らく、

いろいろ、何て言うんでしょうかね、今までの議論の中で指定都市のそもそも一律移譲であって、法にそれを位置づけてもらわないと、委任や何かでは不十分な部分があるという主張に対して、現状平行線ですので、なかなかこの平行線をどちらか寄りに結論を出すということも内閣府はしたくない中で、道府県と政令指定都市の間で個別の合意ができる道府県があれば、そこについては権限移譲を認める。

ただ、法改正ではありませんので、本来的に我々が求めているものが、全くその部分だけで実現するというのとはちょっと違うという趣旨で、そういう意味では、今までの我々の求めているものからすると、やや中途半端というか、運動論としてこれを受け入れることの大きな危険があるというふうにも思っております。

○岡山市長 ちょっと内閣府の対応もよくわからないところがあるんですけども、ただ一步譲ってきたことは間違いがないんで、その理屈を彼らに正しながら、全体として進めていくという形をとられるのがいいのかなというふうに思ったので、少し質問させていただきました。

○仙台市長 ありがとうございます。

○広島市長 どうぞ。

○神戸市長 その合意というのは、現在でも事務配分特例でできるわけですから、それは現行法でもできることをやっていますということですから全く意味がない。ゼロ回答だと言えないと思うんで、それは答えにならないと思うんですけどね。どうですか。

○仙台市長 その辺も含めて、内閣府のお立場と御真意もいろいろと考慮をめぐらしながら、そういう意味では、せつかく協議の場ができておりますので、ただ単に決裂するというわけにもいかないと思いますので、そこで何が実質的に進むのかというようなことを、今、岡山市長さんがおっしゃったことも踏まえながら、なお交渉していくということにしてはどうかというふうに思っております。

○広島市長 ありがとうございます。

実態がよくつぶさにわかったような気がします、ほかに何か御意見ありますか。

(「異議なし」と声あり)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に、「女性活躍・働き方改革」特命担当の北九州市の北橋市長さんから、働き方改革、イクボス実践事例集の紹介を含めての御報告をお願いいたします。

○北九州市長 時間が押しておりますので、簡潔に。

去年、指定都市の全市長でイクボス宣言をいたしまして、事務方の皆様方に遠路北九州へお越しいただいて研修会を行いまして、このたび各都市の事例集がまとまりました。その中で、本当に興味深い、すばらしい事例なんです、新潟、堺、岡山の各市長さんにコメントを一言ずついただければと思います。新潟市の篠田さん、どうぞよろしく。

○新潟市長 新潟は8ページです。NGTスタイル新潟のワークスタイルの実現を目指してということなんですけれども、ここで新潟市の男性職員の育児休業取得促進の取り組みということで御紹介します。

新潟市は、男性職員の育児休業取得率、計画目標5%としております。その目標達成に向けて、近年新たな取り組みを重点的に行ってきた結果、平成26年度4.9%ということだったんですが、27年度は11.5%と取得率大幅に向上したということでもあります。

どんな具体的な取り組みがあったかということですが、1つはイクボス研修、まず管理職の意識を変えようと、誰もが育児休業が取得しやすい職場環境を整えるために、27年度から管理職を対象としたイクボス研修を実施しているのが結構効いているんじゃないかと。また、これに加えまして、平成28年度から北九州市さんの事例などを学びまして、私を初め全管理職、部下のキャリアや人生を応援するためのイクボス宣言を行ったと。仕事と生活する調和のとれた働き方ができるよう、風通しのよい職場環境づくりに努めているということでもあります。

また、庁内向けの電子掲示板に、子育て支援に関する情報を集約したページを作成し、実際に育児休業を取得した先輩の男性職員、育児休業の取得を承認した所属長、実施したイクメン、イクボスインタビューなどを掲載しているということでもあります。

また、職員の互助会からの助成、平成27年度から3年間の時限措置ということですが、育児休業を満1カ月以上取得した男性職員に対して、職員互助会から奨励金を支給すると。

やれることは何でもやってみようという感じでやっております。風通しのよい働きやすい職場づくり、これに努めて、本当にNGT新潟スタイル、これが全国のモデルになるように頑張りたいというふうに思っております。

以上です。

○堺市長 堺市です。

2年半前、26年11月に僭越ながら自治体の首長で初めてイクボス宣言をさせていただきました。そして、職員のワーク・ライフ・バランスをしっかりと支援していくということを宣言させていただきました。

女性登用プロジェクトチームというのを去年立ち上げまして、女性を中心としている働き方改革を庁内的に提言していただいています。その中で、時間当たりの生産性を人事評価に盛り込むということで、要するに、超勤をだらだらとさせている管理職をボーナスカットしていくというふうなことを進めるようになりました。そういうことを進めることによって、それぞれが、もう仕事を効率的にやっさいこうじゃないかということになりました。

それと、もう一つ、ことしの5月、今月に「SWITCH」という働き方改革プランというのを作りまして、ノー残業デーをやめると。イエス残業デー、ノー残業デーは例外であって、残業をするときには例外的に残業をするということで、ノー残業デーは一津もうやめると。イエス残業デーを必要不可欠なときだけ残業するというふうな仕組みをつくって、残業の2割削減を求めているところでございます。

以上です。

○岡山市長 岡山市です。

堺市のようにムチはやっていないんですけど、16ページをごらんいただきたいと思えます。

左側、育児休業中の方というのは、職場復帰に相当不安を持っているということで、さまざまな対応をやっているというのが1つであります。

それから、この場でも何回か申し上げましたが、男性職員の子育て休暇取得率、今もまだ100%を達成しております。

もう一つ、私、今バッジをしているんです。これは、女性の活躍を促進する男性リー

ダーの会というのがありましてね、これは経団連なんかと一緒にやっているんですけども、林市長と奥山市長は入りませんが、男性リーダーの会でありますから、そのほかの方は入れますので、経済界と一体となって一緒にやっていただければというように思います。以上です。

○北九州市長 ありがとうございます。

あと1分でまとめます。配偶者が転勤するときにやめざるを得ないという職員をどうするか。今年度から実態調査に入っております、今年の秋に中間報告をする予定で動いてまいります。

本市の報告の中で、男性の育休が倍になったということが大変1つのステップと喜んでおります。さらに前へ進みたいと思います。

結びに、連携中枢都市圏の広域連携が始まっておりますが、私ども17の都市で仲よくやっております。そこで、ことしの5月、全首長が合同イクボス宣言に署名いたしました。そういうことの報告で、以上でございます。

○広島市長 ありがとうございます。

相当成果の出た取り組みもあるということをお聞きいたしました。今の報告について、御意見・御質問ございますでしょうか。どうぞ。

○林会長 ありがとうございます。力強い各市長のお話に感銘いたしました。これもすばらしい事例集で、指定都市が本気で取り組んでいることがよく表れていると思うので、各市で利用したいと思います。

また、先ほど奥山仙台市長から御報告をいただいた内容についても、本当にありがとうございます。厳しい御経験を踏まえて、奥山仙台市長でなくてはできなかったと思うような災害復興特命担当を御担当していただきました。また引き続きよろしく申し上げます。

○広島市長 ありがとうございます。

それでは、最後に指定都市市長会事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 次回の市長会議の開催日程ですが、7月11日火曜日に第43回指定都市市長会

議を東京で開催いたします。詳細につきましては今後連絡しますので、よろしくお願いたします。

あと1点、お願いがございます。先ほど修正意見がございました4つの提言につきまして、修正を反映いたしました。修正内容について御確認をお願いいたします。配付させていただきます。

(資料配付)

○広島市長 お手元に行きあたりましたでしょうか。資料3、資料4、資料5と、それから所有者不明土地対策推進に関する提言(案)ということございまして、それぞれ修文が赤でわかるようになっております。最後のこれについては削除しているからということで、赤でしていませんけど消えておりますので、こういった形で整理をいたしました。これについての御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

御確認いただきました。ありがとうございます。これで処理確定させたいというふうに思います。

予定よりか10分経過いたしましたけれども、以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。最後に、全体を通して何か御質問等があれば。大西市長。

○熊本市長 済みません、よろしゅうございますか。熊本市長の大西でございます。最後に時間をいただいて、大変申しわけございません。

実は、ちょうど今から10年前に熊本市内の慈恵病院という病院に「こうのとりのゆりかご」という施設ができて、この5月10日で10年になりました。これまでに130件の預け入れがございまして、このうちの120件は不明なものを含め熊本県外からの預け入れということでございます。

この「こうのとりのゆりかご」への評価というのはさまざまございまして、ゆりかごの設置により救われる命があるというような声もある一方で、安易な子育ての放棄につながる、あるいは出産直後の長距離の移動による母子の生命の危険性についても指摘をされております。

実際にいろいろとデータを見ますと、自宅での医師や助産師等の立ち合いがない出産、あるいは車中での出産、こうしたものが見受けられまして、母子両方の生命にリスクがあるということが生じているということでございます。

そういう中で、この慈恵病院が実施をしている、望まない妊娠に関する相談も含めた妊娠相談に、平成28年度は、6,565件の相談がありまして、その大半が全国からの相談ということになっている状況で、やはり妊娠相談体制の充実というものを各都市でもぜひ自分のことと思って取り組んでいただければと思います。一自治体、一地方民間病院に設置された「こうのとりのゆりかご」というふうに見られがちでありますけれども、このデータから見ますと、どう考えても全国の自治体に共通する課題だと考えられますので、ぜひ、そういう望まない妊娠でありますとか、出産で悩む人々が相談しやすい体制整備について、ぜひ各自治体でもお取り組みをいただきたいと思います。

そして、また指定都市全体でこの課題を共有しながら、本市も国に対しても積極的に取り組みをしていただくように要望していきたいと思いますので、ぜひお力添えをいただきたい。このように最後に申しわけありませんけれども、報告をさせていただきまして、お願いとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○広島市長 ありがとうございます。

大西市長からは、報告方々重大な問題提起があったのではないかなというふうに受けとめたいと思います。これからの検討をしっかりとやっていけたらなというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、時間もまいりました。不手際もありまして少し伸びましたけれども長時間にわたり本当に活発な御議論ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

○仙台市長 追加で1点よろしいでしょうか。

実は、再犯の防止等の推進に関する法律というのが昨年の12月に議員立法でできております。

これは御承知のとおり、今刑務所に入っている方のかなりの方が、再犯の高齢者だということ、ある意味では、矯正施設が高齢者福祉施設の状況を呈しかねないというような現状についての危機意識を踏まえてのものかと思っておりますけれども、そうした中で、国がこれに向けて今計画をつくっておられます。いずれ国の計画ができた暁には、地方自治体もそれぞれ計画をつくっていくということになると思うんですけれども、先般、私のところに、というのは仙台はたまたま少年院でありますとか、刑務所でありますとか、たくさん4つも持っているものですからお見えになったかと思うんですけれども、法務省の矯正

局の大臣官房審議官がおみえになりまして、こうした再発防止の施策を推進する上では、やはり矯正施設の所在する自治体との連携が不可欠であり、特に大都市に刑務所を出た方が比較的職場やいろいろを求めて集まるという傾向もございますので、今後、指定都市市長会の皆さんと共通の課題に向けて勉強会をするなり、情報共有を高めるなり、そういったことをしていきたいというようなお話がございましたので、とりあえず、情報提供ということでお話をさせていただいたというものでございます。何か具体的な作業を今求められているということではありません。ありがとうございます。

○広島市長 大変、失礼いたしました。広島も市内の中に刑務所がございまして、同じような課題があるというふうに受けとめました。そういう意味では再犯防止ということで、市民目線でどういった対応ができるかということをお皆さん自身で考える問題提起かなというふうに受けとめました。ありがとうございます。失礼いたしました。

それでは、いよいよ本当にこれで最後、長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして指定都市サミットin広島を終了させていただきます。

あと、事務局が進めます。

○事務局 ありがとうございます。

事務局より御連絡させていただきます。この後、15時55分ごろより林会長と松井市長による記者会見を、同じこの2階の「シーショア」に会場を移して行いますので、記者の皆様方、どうぞよろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時43分閉会